

蓮田市自動販売機設置事業者募集要項（令和 7 年度）

蓮田市では、市公共施設に飲料自動販売機を設置するにあたり、以下により設置事業者を募集します。応募される方は、本募集要項及び仕様書をよく読み、各事項を承知の上、お申込みください。

1 目 的

市有財産の有効活用、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図る。

2 募集事項等

- （１）自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- （２）貸付場所及び面積等 別添「[募集物件一覧表](#)」のとおり
- （３）貸付期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで（期間 5 年 更新なし）
- （４）貸付条件等 別添「[自動販売機設置場所貸付に係る仕様書](#)」のとおり（特に、仕様書の「[5 災害時の無償提供](#)」を承知の上、お申込みください）

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- （１）埼玉県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- （２）自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- （５）消費税及び地方消費税、法人市民税を滞納していないこと。

4 応募の手続

- （１）応募書類の提出期間 [令和 7 年 12 月 18 日\(木\)～12 月 26 日\(金\)午前 9 時から午後 5 時まで](#)
[（郵送の場合は、12 月 26 日（金）必着）](#)
- （２）提出場所 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 蓮田市総務部 庶務課 管財担当
（郵送の場合の宛先も同じ）
電話：048-768-3111（内線）219 048-765-1709（ダイヤルイン）
- （３）提出書類（提出部数は各 1 部）※提出書類は返却しません。

	提 出 書 類
①	参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
②	賃借料提案書（様式第 2 号）※物件番号ごとに 1 部
③	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可） 提出日前 3 か月以内のもの
④	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 提出日前 3 か月以内のもの
⑤	法人市民税の納税証明書（蓮田市内の法人のみ提出）（写し可） 提出日前 3 か月以内のもの
⑥	法人定款（写し可）
⑦	各申込物件に設置する予定の自動販売機のカタログ

(4) 提出方法

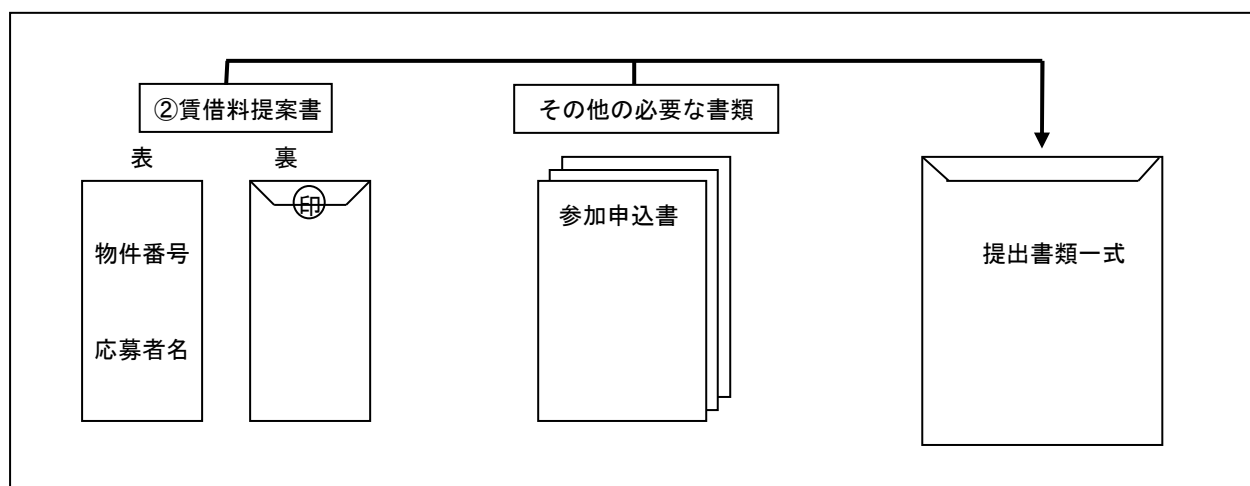
提出期間内に、提出場所へ直接持参、または郵送（簡易書留等）により提出してください。
賃借料提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた後、封筒の継目部分に代表者印で割印（本社が遠方にある事業者の場合は、提案額決定の権限のある支社長や営業所長等の印でも可）し、表面に募集物件番号と応募者名を油性ボールペン等で記入し、参加申込書その他必要書類を添えて提出してください。（下図参照）

※ 複数物件に申し込む場合、②の賃借料提案書は物件番号ごとに1部ずつ、その他の書類を1部提出してください。

※ 蓮田市役所1階の物件番号1、2に重複して申し込むことはできません。

また、黒浜公園の物件番号12、13、14と蓮田市総合市民体育館の物件番号23、24、25に申し込みできるのは、各2物件までとしますので、各事業者が申し込みできるのは、最大24物件です。

※ 事由に関わらず、提出期間後に到着した応募書類は受理できません。



(5) 賃借料提案書（様式第2号）に記載する金額

消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。

提案額の検討にあたり、物件番号6、7、12、13、14、15、16、18は自動販売機の電気料が設置者の負担であり、それ以外の物件については、自動販売機の電気料は施設の所有者（蓮田市）の負担ですので、この点を十分考慮してご提案ください。

また、物件番号6、7、12、13、14、15、16、18については、提案額がそのまま賃貸借契約額となります。それ以外の物件については、提案額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額）が賃貸借契約額となりますので、ご注意ください。

5 応募資格の確認等

募集事務の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をいただきます。

6 設置事業者の選定方法

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 募集物件に対し、蓮田市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ最高額の提案を行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の提案者が2人以上ある場合は、後日、くじにより選定します。

くじは、別途指定する日時及び場所において、当該提案を行った応募者（又は委任状を持参した代理人）の立会いのもと実施します。立会人がない場合は、市職員において厳正に実施します。

なお、販売品目の売値（値下げ）等は、考慮しません。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の選定後、選定された者に対しては選定された旨を書面で通知するとともに、蓮田市ホームページに次の事項を掲載します。

ア 設置事業者を決定した日

イ 貸付ける財産名称

ウ 決定した設置事業者名

エ 決定した賃貸借料

オ 応募者数

7 無効な応募等

(1) 次の各号のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 賃借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

ウ 賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの

エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期又は取り止めることがあります。

8 契 約

(1) 物件番号6、10、11、12、13、14、15、16、18、26については、別添「蓮田市市有財産賃貸借契約書（案）土地賃貸」のとおりです。

それ以外の物件については、別添「蓮田市市有財産賃貸借契約書（案）建物質貸」のとおりです。

(2) 選定された設置事業者は、各施設所管課と協議のうえ、令和8年1月28日（水）までに、市有財産賃貸借契約を締結することとします。

9 設置事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すことがあります。

ア 上記8の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと市が判断したとき

(2) 上記(1)により、設置事業者の決定を取り消した時は、次点の者と契約交渉を行うこととします。

10 質問及び回答について

(1) 質問の方法

募集に関する質問は、令和7年12月1日(月)から令和7年12月10日(水)の午後5時までに、別添「質問書(様式第3号)」にて、電子メールにより、下記11の「問い合わせ先」に示すメールアドレスあてに提出してください。

(2) 質問への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、質問と回答を随時、蓮田市のホームページに掲載します。なお、最終回答は、令和7年12月17日(水)までに行います。

11 問い合わせ先

蓮田市 総務部庶務課 管財担当

TEL 048-768-3111(代表) 内線 219

e-mail shomu@city.hasuda.lg.jp